

手続きはお済みですか？

子ども手当を支給します

昨年度まで児童手当を受給し、今年度から子ども手当に自動的に移行した世帯を対象に、2・3月分の児童手当(月額5,000円または10,000円)と4・5月分の子ども手当(月額13,000円)を支給します。6月10日(木)に指定預金口座へ振り込みますが、金融機関によっては入金が数日遅れる場合があります。今回支給する世帯には現況届を送付しますので、6月14日(月)～18日(金)(消印有効)に子育て支援課へ提出してください。

新たに子ども手当の申請が必要な世帯には申請書を送付しています。9月30日(木)までに申請すると4月分までさかのぼって支給されますので、早めの手続きをお願いします。

☎子育て支援課 ☎内線2751

手続きと支給について

申請後に支給 昨年度まで児童手当を受給していない世帯(所得制限超過または中学生のお子さんのみがいる世帯)	申請書を送付しました。申請後、支給日を明記した認定通知書を送付します。 ※9月30日(木)までに申請すると、4月分までさかのぼって支給されます。
増額申請と現況届(※)の提出 昨年度まで児童手当を受給していたお子さんと中学2、3年生のお子さんがいる世帯	①中学2、3年生のお子さんの増額申請書を送付しました。申請後、支給日を明記した認定通知書を送付します。 ※9月30日(木)までに申請すると、4月分までさかのぼって支給されます。 ②中学1年生以下のお子さんは子ども手当に自動的に移行するため申請は不要です。6月10日(木)に指定預金口座に振り込みます。現況届を送付しますので、6月14日(月)～18日(金)(消印有効)に子育て支援課へ提出してください。
現況届(※)の提出 昨年度まで児童手当を受給していたお子さんのみがいる世帯	子ども手当に自動的に移行するため申請は不要です。6月10日(木)に指定預金口座へ振り込みます。現況届を送付しますので、6月14日(月)～18日(金)(消印有効)に子育て支援課へ提出してください。

※昨年の所得を申告していない方は、申告後に現況届を提出してください。

乳・子医療証、児童育成手当を受給している方へ

現況届を提出してください



6月は乳医療証(乳幼児医療費助成制度)・子医療証(義務教育就学児医療費助成制度)と児童育成手当の更新時期です。引き続き各医療証や手当を受給する要件があるかを確認するため、登録住所に現況届(※)をお送りします。

申6月14日(月)～18日(金)に現況届と必要書類(現況届に同封の案内文参照)を、現況届に同封の返信用封筒で「〒181-8555子育て支援課」へ

※昨年の所得を申告していない方は、申告後に提出してください。

◆児童育成手当(2～5月分)を振り込みます

6月10日(木)に指定預金口座へ振り込みます。金融機関によっては入金が数日遅れる場合があります。

☎子育て支援課 ☎内線2751

ご利用ください！
認可外保育施設利用助成

第1期(4～6月分)
申込受付中

市では、お子さんが認可外保育施設に入所している家庭の保育料の負担を軽減するため、保育料助成事業を実施しています。第1期(4～6月)分は、7月末予定に3カ月分を申請書で指定された銀行口座に振り込みます。現在、申し込みを受け付けていますので、利用中の施設で配布する申請書でお申し込みください。

人東京都認証保育所、区市町村と契約をしている保育室、家庭福祉員を利用する児童の保護者で、次のすべてに該当する方

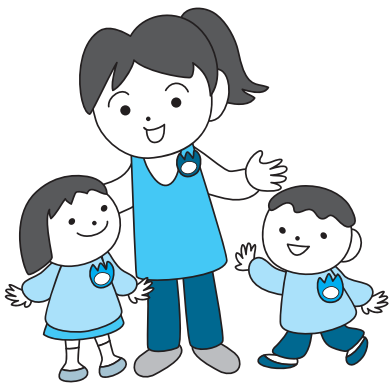
- ①保護者の就労、看護、介護、就学、病気療養などにより、児童の保育を必要としている
- ②助成を受ける各月の初日に市内に居住している
- ③助成を受ける各月の初日に施設と月160時間以上利用する月極契約または年間契約を結んでいる(一時預かり利用や月の途中の入所は対象外)
- ④保育料を滞りなく納入している

◆助成金額 入所児童1人につき1万円(月額)

申利用中の施設で配布する申請書を記入・押印し、各施設へ

※施設ごとに取りまとめて市へ提出するため、締め切りは施設ごとに異なります。また、第2期以降の分はその都度申請が必要です。

☎子ども育成課 ☎内線2732



年齢要件を緩和しました！

幼児2人同乗用自転車のレンタル希望者を追加募集します

☎道路交通課 ☎内線2883

市では幼児2人同乗用自転車の普及と子育て世帯の支援を目的に、東京都道路交通規則の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」のレンタル事業を実施しています。今年は4月にすでに募集しましたが、好評のため、利用するお子さんの年齢要件を一部緩和し追加募集します。

人8月1日現在で、次の条件を満たす方10人

- ①市内に在住している
- ②1～6歳未満のお子さんを2人以上養育している
- ③自転車の適正な保管場所を確保できる
- ④自転車講習会(下記参照)に参加できる

¥1,000円(1カ月あたり)

※身体障害者手帳・愛の手帳の写し、生活保護受給証明書(原本)などを提出した場合、料金を減免できる場合があります。

申6月25日(金)(消印有効)までに申請書(道路交通課、市政窓口、㈱まちづくり三鷹で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入し「〒181-8555道路交通課」へ(申込多数の場合は抽選、結果は7月5日(月)以降に発送)

貸出自転車

幼児2人同乗基準適合車(ブリヂストン社製)3段ギア付き(10台)

利用期間

1カ月単位で、申込資格を満たす期間を限度とします。お子さんが6歳になった時は、その年度の3月31日まで利用できます。ただし、東京都道路交通規則の規定により、同乗できるお子さんの年齢は、6歳未満です。
※自転車を破損した場合は、修繕費用を負担していただきます。

利用にあたって

自転車の安全利用を進めるため、幼児用ヘルメットの使用と、市と三鷹警察署が主催する「自転車安全講習会」を受講していただきます(未受講者のみ)。

自転車講習会 (2日間のうち1回受講)

日7月22日(休)、23日(金)のいずれも午前10時から(約1時間)

所三鷹市暫定管理地(東京多摩青果跡地)

